



会津若松市社会福祉協議会の教育サポート基金（ご遺志による基金）をもとにした高校進学等のための応援金です。

1 ご利用いただける世帯

令和2年に高等学校等に進学を希望し、次のすべてに該当する方（中学3年生等）

- (1) 会津若松市民であること
- (2) ひとり親世帯
- (3) 世帯収入が規定の基準を満たしている世帯（裏面参照）

2 ご利用いただけない世帯

- (1) 生活保護世帯
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者が属する世帯。

3 応援金の額

一人 50,000円（適否を審査するまで一定の期間を要します。）

4 提出書類（下記(1)~(4)は事前ご提出可能です）

- (1) 申請書（様式第1号）
- (2) 申請者及び世帯状況が確認できる書類
  - ① 高校等進学者（在籍中学校の学生証写しなど）
  - ② 保護者等（運転免許証の写し又は健康保険証の写しなど）
  - ③ 住民票（世帯全員分）※発行後3ヶ月以内
- (3) 世帯の収入がわかる書類（下記いずれか一つ 直近のもの）
  - 源泉徴収票の写し
  - 直近3ヶ月程度の給与明細書の写し
  - 所得・課税・控除証明書（市税務課発行）の写し
  - 確定申告書の写し
  - 児童扶養手当受給決定の写しなど
- (4) 振込口座のわかる書類
  - ① 振込口座申請書（所定用紙あり）
  - ② 申請者の振込先金融機関の通帳の写し（通帳表紙、口座名義、口座番号が分かるページの写し）
- (5) 高校等進学者の書類（決定後、速やかにご提出願います）
  - ・合格通知書などの写し

<裏面につづく>

## 5 申請期間

令和2年1月20日（月）から令和2年3月27日（金）まで（必着）

## 6 基準額表（※目安です、四人以上の世帯など、詳しくはご相談ください。）

世帯の例	二人世帯 （43歳・15歳）	三人世帯 （43歳・15歳・13歳）
申請世帯の 家計状況 （月収/円）	205,230円 以下	281,470円 以下

## 7 その他

- (1) 他制度の併用は問いませんが、併用する場合は他制度の主催元にご確認ください。
- (2) 個人の年間一時所得が50万円以上の際には、確定申告が必要になる場合がございます。  
詳しくお知りになりたい方は、最寄りの税務署に直接お問い合わせください。

## 8 未来きぼう応援金のお問い合わせ・申込先（郵送可）

社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会

〒965-0873 福島県会津若松市追手町5番32号

Tel 0242-28-4030 Fax 0242-28-4039

URL <http://www.awshakyo.or.jp>

E-mail [aizu@awshakyo.or.jp](mailto:aizu@awshakyo.or.jp)

（事務担当：会津若松市社会福祉協議会地域福祉課 生活支援係）

○次の窓口にも申請書類を備え付けておりますのでご利用ください。

社会福祉協議会河東庁舎（河東総合福祉センター 桜河苑 電話 75-4780）

社会福祉協議会北会津庁舎（北会津保健センター 電話 58-0031）

## 9 結果通知

適否については、後日郵送にてお知らせいたします。

（審査に時間がかかる場合がございますので、あらかじめご了承ください。）

### その他 社会福祉協議会からのお知らせ

<生活福祉資金（教育支援資金）のご案内>

今回の返還不要の教育のための資金以外にも、返還が必要な教育支援資金の貸付も行っています。

高校、専門学校、短大、大学等への就学に必要な入学金や制服などの経費や、授業料・通学定期代等の就学経費をお貸しする資金です。ただし母子・父子・寡婦福祉資金、日本学生支援機構奨学金などが利用できる場合は、その制度が優先となります。